

第534回

広島地方最低賃金審議会

日 時 令和3年7月2日(金) 11時00分～

場 所 広島合同庁舎2号館7階 5号会議室

第534回広島地方最低賃金審議会

議 事 次 第

令和3年7月2日(金)

1 開 会

2 議 事

- (1) 小委員会の運営について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (3) 令和3年度の審議会の運営について
- (4) その他

3 閉 会

第534回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料No.1	広島地方最低賃金審議会委員名簿(第55期)……………P.	1
資料No.2	令和3年度 特定(産業別)最低賃金の改正申出に関する意向表明 P.	2
資料No.3	広島地方最低賃金審議会運営規程 ……………P.	3
資料No.4	広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程……………P.	5
資料No.5	広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程……………P.	7
資料No.6	令和3年度 広島地方最低賃金審議会の運営について(案) …… P.	9
資料No.7	最低賃金法第9条第3項の考え方に関する報告書 …………… P.	11
	(平成20年8月11日)	
資料No.8	広島県最低賃金審議経過一覧(平成28年度～令和2年度) …… P.	12
資料No.9	地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について… P.	13
	(平成16年5月24日付け事務連絡)	

第55期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和3年6月15日現在

区分	氏名	現職
公益代表	井上 道	弁護士
	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	三井 正信	広島大学大学院 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	国友 雅彦	JAM山陽 広島県連絡会 事務局長
	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合中国地方協議会 事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	山崎 英伸	自動車総連広島地方協議会 事務局長
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	巢守 佳之	巢守金属工業 株式会社 代表取締役社長
	中野 博之	広島県経営者協会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	藤井 良朗	広島県東部機械金属工業協同組合 事務局長

(50音順・第55期)

令和3年度特定（産業別）最低賃金の改正申出に関する意向表明一覧

整理番号	特定最低賃金件名	意向表明者	受理月日	改正等の区分	備考
1	広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 大野 真人	2月12日	改正	協約
2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	JAM山陽 広島県連絡会 会長 薮本 敬士	2月12日	改正	公正
3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 大野 真人	2月12日	改正	公正
4	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	電機連合中国地方協議会 事務局長 角 直樹	2月12日	改正	協約
5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 議長 原田 悟	2月12日	改正	協約
6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	基幹労連広島県本部 委員長 大野 真人	2月12日	改正	公正
7	広島県各種商品小売業最低賃金	UAゼンセン広島県支部 支部長 森原 功裕	2月12日	改正	協約
8	広島県自動車小売業最低賃金	全日本自動車産業労働組合 総連合会 広島地方協議会 販売部門連絡会 委員長 藤田 祥和	2月12日	改正	公正

広島地方最低賃金審議会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を掌理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 4 第6条及び前三項の規定は小委員会等について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「会長又は座長」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書を広島労働局長に提出するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会等の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

広島地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 広島地方最低賃金審議会専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、広島労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により広島労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、広島労働局長に通知するものとする。

第3条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損な

われるおそれがある場合には、部会長は、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）に報告するものとする。

第8条 この規定に定めるもののほか、専門部会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

広島地方最低賃金審議会小委員会運営規程

第1条 地域別・特定最低賃金のあり方に関する基本的事項又は特定の特定最低賃金の取扱い等について検討し、広島地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）及び広島地方最低賃金審議会専門部会における審議の円滑化に資するため、広島地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき広島地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「運営小委員会」という。）又は広島地方最低賃金審議会検討小委員会（以下「検討小委員会」という。）を設置するものとする。

第2条 運営小委員会の構成は、会長のほか、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

2 検討小委員会の構成は、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員、それぞれ2名とし各側代表委員は各側からの推薦に基づいて会長が指名するものとする。ただし、委員に事故のあるときは、他の委員が代理し得るものとする。

第3条 運営小委員会及び検討小委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集するものとする。

2 会議は、公益代表委員のうちの推薦に基づいて会長に指名された座長が議事の運営を図るものとする。

3 運営小委員会及び検討小委員会は、座長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第4条 会議において審議した結果、必要と思われる事項については審議会において報告するものとする。

第5条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

第1条 この規程は、平成16年3月23日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、平成20年7月10日から施行する。

附 則

第1条 この規程は、令和2年7月3日から施行する。

(案)

広島地方最低賃金審議会

令和 3 年 7 月 2 日

令和 3 年度広島地方最低賃金審議会の運営について

令和 3 年度における当審議会の運営に係る基本的方針については、下記に留意するものとする。

記

- 1 広島県最低賃金については、10 月 1 日発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 2 特定（産業別）最低賃金については、全業種とも年内発効を目標におき、審議の促進を図ることとする。
- 3 第 1 回目の特定（産業別）最低賃金専門部会において、具体的金額審議を行うに当たっては、原則として労使各側の本審議会委員が出席の上で行うこととする。
- 4 最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の適用については、別紙「最低賃金審議会令第 6 条第 5 項の運用について」によるものとする。

(案)

別紙

最低賃金審議会令第6条第5項の運用について

広島地方最低賃金審議会

広島地方最低賃金審議会の令和3年度の運営における最低賃金審議会令第6条第5項の適用は、下記によることとする。

記

- 1 特定（産業別）最低賃金についてのみ適用するものとし、広島県最低賃金については、適用しないものとする。
- 2 各特定（産業別）最低賃金ごとに、本審議会において議決のうえ運用することとし、全業種あるいは数業種を一括して適用することについての事前の議決は行わないものとする。
- 3 本審議会によるあらかじめの議決は、専門部会において1回以上審議した段階で部会長が最低賃金審議会令第6条第5項の適用が妥当と判断して出席委員全員の了解を得た場合に、直近の本審議会において部会長の報告を受けてこれを行うものとする。
- 4 特定（産業別）最低賃金の専門部会での議決が、全会一致の場合に適用するものとする。
- 5 最低賃金審議会令第6条第5項の適用については、各特定（産業別）最低賃金ごとに毎年審議して決定するものとする。

平成 20 年 8 月 11 日

広島地方最低賃金審議会

会長 木村構臣 殿

広島地方最低賃金審議会

運営小委員会 座長 三井正信

最低賃金法第 9 条第 3 項の考え方に関する報告書

当委員会は、平成 20 年 7 月 10 日、第 449 回広島地方最低賃金審議会において付議された最低賃金法第 9 条第 3 項の考え方について、下記のとおり共通認識に達したので報告する。

記

地方最低賃金審議会における審議に当たって考慮すべき 3 つの決定基準のうち、生計費に係るものについて、最低賃金法第 9 条第 3 項で、特に生活保護との整合性だけが明確にされた点から、これは、最低賃金は生活保護を下回らない水準となるよう配慮するという趣旨と解することが適当である。

広島県最低賃金審議経過一覧

年度	諮問日	目安答申日	専門部会開催日	答申日	官報公示日	効力発生日	決定金額	引上げ率
28	平成28年7月1日	平成28年7月28日	平成28年8月1日	平成28年8月5日	平成28年9月1日	平成28年10月1日	時間額 793円 (+24円)	3.12%
			平成28年8月4日					
			平成28年8月5日					
29	平成29年7月3日	平成29年7月27日	平成29年8月2日	平成29年8月7日	平成29年9月1日	平成29年10月1日	時間額 818円 (+25円)	3.15%
			平成29年8月7日					
30	平成30年7月2日	平成30年7月26日	平成30年7月31日	平成30年8月3日	平成30年8月31日	平成30年10月1日	時間額 844円 (+26円)	3.18%
			平成30年8月1日					
			平成30年8月3日					
令和元年	令和元年7月2日	令和元年7月31日	令和元年8月1日	令和元年8月5日	令和元年8月30日	令和元年10月1日	時間額 871円 (+27円)	3.18%
			令和元年8月2日					
			令和元年8月5日					
令和2年	令和2年7月3日	令和2年7月22日	令和2年8月3日	令和2年8月21日	-	令和元年10月1日	時間額 871円 (-円)	-
			令和2年8月4日					
			令和2年8月5日					

事務連絡

平成 16 年 5 月 24 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局賃金時間課

主任中央賃金指導官

地方最低賃金審議会の議事録における発言者名の公開について

従来、中央最低賃金審議会の議事録の発言者については、「会長」「公益委員」「労側委員」「使側委員」と表示し公開してきたところであるが、情報公開の流れの中で審議会等の更なる透明性が求められてきており、発言者の名前も公開すべきとの意見が高まってきているところである。

こうした中、先般、国会において議事録の公開について質問があり、発言者名について明らかにすべきとの指摘を受けたことを踏まえ、5月14日に開催された第14回中央最低賃金審議会において、今後、当該審議会にかかる議事録については、全員協議会及び目安小委員会も含め発言者個人名を公開することが、了承されたところである。

については、地方最低賃金審議会（専門部会を含む。）においても上記趣旨を踏まえ、その取扱いの変更に向け準備を進めるとともに、変更が円滑に行われるよう関係者への事前説明等格段の配慮をお願いする。

なお、第14回中央最低賃金審議会提出資料及び賃金時間課長説明概要並びに国会議事録（抜粋）を添付するので参考とされたい。

（注：添付資料のうち下線部は省略）

第14回中央最低賃金審議会提出資料（抜粋）

中央最低賃金審議会の議事録の取扱いについて（案）

1 現行の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「公益委員」、「労側委員」、「使側委員」と表示した上で公開する。

ただし、以下の場合には会長は議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

- ・個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合
- ・個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合
- ・率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合

2 今後の取扱い

議事録の公開に当たっては、委員の発言について「会長」、「〇〇委員」と発言者名を表示することとする。

議事録の一部又は全部を非公開とすることができる場合の取扱いについては従来どおりとする。